

## 意見第 1 号

### 埼玉県東部の治水・排水対策事業の促進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 久喜市議会議員  
並 木 隆 一  
新 井 兼  
賛成者 久喜市議会議員  
井 上 忠 昭  
杉 野 修  
田 中 勝  
岡 崎 克 巳

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

### 埼玉県東部の治水・排水対策事業の促進を求める意見書

久喜市・幸手市・杉戸町は、関東平野のほぼ中央に位置し、北に利根川、東に江戸川が流れる地味豊かな地域であるが、古来地勢平坦なため、河川の治水・排水に悩まされてきた地域でもある。

各自治体は、治水・排水対策を図ってきたが、当該地は宅地化により、遊水機能を有した農地の減少が進み、加えて当地特有の地盤沈下により、台風や集中豪雨時には、道路冠水、床下・床上浸水被害が発生し、地域住民は常に不安を抱いた生活を強いられている。

埼玉県では、基幹排水路である中川の改修事業や倉松川・青毛堀川流域の河川改修・調整池造成事業を実施しているが、その進捗は遅く、浸水被害が後を絶たず、地域住民の不安解消には至っていない。

特に、中川の改修事業と江戸川への導水路の整備が遅れ、幸手排水機場の排水ポンプの機能が発揮されず、中川改修事業の早期促進が求められる。

また、倉松川・青毛堀川の河川改修を進め、調整池を設けるなど、排水機能の拡充強化が求められている。

埼玉県東部の治水・排水対策が促進されることにより、長年悩まされている、道路冠水被害や床下・床上浸水被害から解放され、安心して暮らせる生活環境となることを地域住民は強く望んでいる。

よって、埼玉県においては、久喜市・幸手市・杉戸町と連携し、埼玉県東部の治水・排水対策事業の促進を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

埼 玉 県 知 事            あて